第８号様式

登録更新申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

名称

代表者名

法人番号(13桁)

住所

特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成28年国土交通省告示720号）第8条第1項の規定に基づき登録の更新を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | JP-■■-■■-A-■-■■■■ |
| コンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地 | （事業所名） | （住所） |
| 登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先 | (職名)　 |
| (氏名)　 |
| (電話)　 | (メール)  |
| コンテナ総重量の確定方法の区分 | 方法１[ ]  | 方法２[ ]  |
| 外部監査の有無 | あり[ ]  | なし[ ]  |
| 計量器の種類 | 特定計量器 | 器差±5%に調整、点検された計量器 | 外部委託 | 計量器を使用せずに重量確定 |
| [ ]  | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| 前回申請時から変更した事項・書類 | ＜例：代表者の氏名（書類⑧、⑨）※書類番号は次頁チェックシート参照＞ |
| 次頁添付書類チェックの実施 | 実施した[ ]  |

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

|  |
| --- |
| **添付書類のチェック（必ず実施してください）** |
|  | **下記いずれかの列をチェックしてください** |
| **右記に該当しない事業者** | **ISO9001取得者** | **AEO承認・認定事業者** |
| ① | コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| ② | 重量確定業務に関する教育・訓練を実施していることを証明する書類 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| ③ | 計量器の調整･点検を実施していることの証明\*1 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| ④ | 現在事項を証明できる登記事項証明書 | [ ]  | ─ | ─ |
| ⑤ | ISO9001取得者であることを証明する書類 | ─ | [ ]  | ─ |
| ISO9001の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類\*2 | ─ | [ ]  | ─ |
| ⑥ | AEO承認・認定事業者であることを証明する書類 | ─ | ─ | [ ]  |
| AEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類\*2 | ─ | ─ | [ ]  |
| 以下は前回申請時から内容に変更が生じた場合あるいは新たに提出の必要が生じた場合のみチェック |
| ⑦ | 定款 | [ ]  | ─ | ─ |
| ⑧ | 役員の氏名及び経歴を記載した書類 | [ ]  | ─ | ─ |
| ⑨ | 方法１によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類\*3 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| ⑩ | コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類 | [ ]  | ─ | ─ |
| ⑪ | コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類 | [ ]  | ─ | ─ |
| ⑫ | 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類 | [ ]  | [ ]  | [ ]  |
| **★上記すべてのチェックが完了し、不足書類がないことを確認した**[ ]  |

\*1　方法2で計量器を使用せずに重量確定を行う場合は提出不要であり、上記へのチェックも不要。

\*2　業務継続報告の頻度又は登録の有効期間に関する特例を希望しない者は提出不要であり、

　　上記へのチェックも不要。

\*3　方法２のみの場合は提出不要。